

宮城労働局関係

加盟会員専用 関係機関からのお知らせ(令和7年度No.1)

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

- 別添1 令和6年労働災害発生状況（1月から12月）及び令和7年労働災害発生状況（1月から3月）
- 別添2 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要」及び「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律案の概要」
- 別添3 職場における熱中症対策の強化について（厚生労働省）
【参考資料】労働安全衛生規則の一部改正（令和7年6月1日施行）

〇厚生労働省令第五十七号 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和七年四月十五日 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。 厚生労働大臣 福岡 資麿	
改正後	改正前
目次 第一編 第二編（略） 第三編 衛生基準 第一章 第四章（略） 第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百一十二条） 第六章 第九章（略） 第四編（略） 附則 （熱中症を生ずるおそれのある作業） 第六百一十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者が熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。	目次 第一編 第二編（略） 第三編 衛生基準 第一章 第四章（略） 第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百一十二条） 第六章 第九章（略） 第四編（略） 附則 （新設）

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

別添 1

令和6年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和7年4月8日 作成

宮城労働局

業種別	令和3年全期		令和4年全期		令和5年全期		令和5年 1月～12月		令和6年 1月～12月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	2691	14	2567	15	2543	19	2543	19	2420	11	-123	-4.8%	-8	-42.1%
その他の事業	146		108	1	135	2	135	2	113	1	-22	-16.3%	-1	-50.0%
警備業	44		40		52		52		34	1	-18	-34.6%	1	

令和6年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和7年4月8日 現在速報

9	警備業 (17.2.1)	50～99人	転倒	警備中、建物内で転倒し、頭部を負傷した。翌日、自宅内で死亡している状態で発見された。
	8月	18時台	階段、桟橋	

令和7年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和7年4月5日 作成

宮城労働局

業種別	令和4年全期		令和5年全期		令和6年 (速報値)		令和6年 1月～3月		令和7年 1月～3月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	2667	15	2543	19	2420	11	416	2	509	2	93	22.4%		
その他の事業	108	1	135	2	113	1	19		40	1	21	110.5%	1	
警備業	40		52		34	1	6		16	1	10	166.7%	1	

令和7年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和7年4月5日 現在速報

2	警備業 (17.2.1)	100～199人	交通事故 (道路)	県道において、道路工事の片側交通規制に伴う一般車両の交通誘導をしていたところ、直進してきた軽自動車に激突され、全身を強く打ち死亡した。
	3月	10時台	乗用車、バス、バイク	

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日）

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

**職場における
熱中症対策の
強化について**

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況 (H24～)

熱中症発生数(労働者) (H24～)

夏季(6月から8月)の気温推移

※2011年～令和2年(2010年)の平均気温との差(摂氏度)

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

**職場における
熱中症による死亡災害の傾向**

- ・死亡災害が2年連続で30人を超え、
- ・熱中症は死亡災害に占める割合が、他の災害の約1～4倍、
- ・死亡災害の約7割は発生場所であるため、発生場所の対策により異なる傾向の懸念。

※たとえば
「初期症状の放置・対応の遅れ」

熱中症死亡災害(H24-H30)の分析結果

初期症状の
放置・対応の遅れ
100件

100件の約9割は以下のとおり

(1)
発見の遅れ

発生した
状態で発見
78件

(2)
災害発生時の
対応の遅れ

災害発生に
対応しない等
41件

現場において
死亡に至らせない(重症化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBSGT値(暑さ指数)の活用

WBSGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの
評価を行う暑さ指数のこと

WBSGT基準値の活用方法

暑熱環境による熱ストレスの
評価を行う暑さ指数のこと

暑さ指数	暑さ指数の範囲	暑さ指数の範囲	暑さ指数の範囲
1	25.0～25.9	26.0～26.9	27.0～27.9
2	28.0～28.9	29.0～29.9	30.0～30.9
3	31.0～31.9	32.0～32.9	33.0～33.9
4	34.0～34.9	35.0～35.9	36.0～36.9

それでも暑熱環境を越えてしまうときは、**第2 熱中症予防対策**を行う。

1 作業環境管理

(1) 作業環境の把握

(2) 作業環境の改善

(3) 作業環境の維持

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮

(2) 作業場所の移動

(3) 作業方法の変更

(4) 作業時間の短縮

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく見直し

(2) 健康診断結果に基づく見直し

(3) 健康診断結果に基づく見直し

(4) 健康診断結果に基づく見直し

4 労働衛生教育

(1) 暑熱環境の認識

(2) 暑熱環境の認識

(3) 暑熱環境の認識

(4) 暑熱環境の認識

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい

判断する

(例) 健康診断への結果、検査結果

対処する

(例) 健康診断が異常なまで
作業量を減らすなど働き方を見直し

現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早急に気づき、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重症化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手帳作成**」、「**関係者への周知**」が事業主に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある作業場所を特定した者」がその旨を把握するための体制整備及び関係者への周知。

※労働現場だけでなく、暑熱環境から一時避難場所、ウェアラブルデバイス等による健康や疲労などの把握機能などにより、熱中症の症状がある労働者を速やかに把握するように努めます。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ適切な判断が可能となるよう、
① 事業場における暑熱環境、暑熱環境からの避難先及び冷却場所
② 作業場所、身体冷却、医療機関への搬送等を行うことによる重症化を防止
するため必要な措置の実施手帳の作成及び関係者への周知

※事業者は本フローシートを参考にしますが、これはあくまでも参考であり、
現場の状況にあった内容にします。
※作業場所や労働者の状況によっては、上記の作業に追加しない場合であっても、
熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が求められます。
※同一の作業場において、労働者は同一の暑熱環境のおそれのある作業に就業する者について、
上記対応も同じものとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

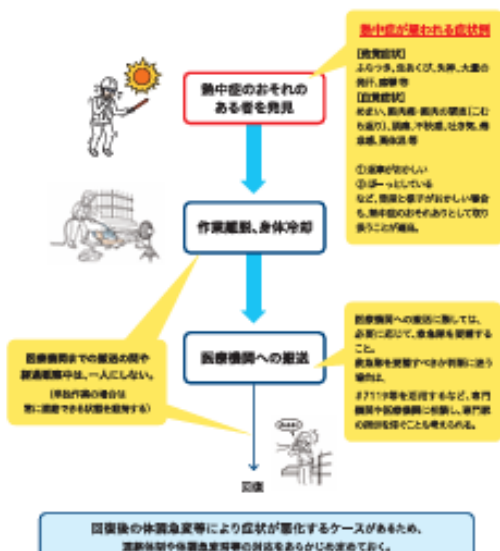
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考であり、現場の状況にあった内容にします。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考であり、現場の状況にあった内容にします。



“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え



すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手帳や連絡体制の周知の一例

